

板 野 町 建 設 工 事 入 札 心 得
(最終改正 令和 2 年 4 月 7 日規則第 1 0 号)

(目 的)

第 1 建設工事等の指名競争入札を行う場合において、入札者は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、板野町財務規則（令和 2 年 4 月 7 日規則第 1 0 号）その他の法律を順守するほか、この心得の定めによるものとする。

(入札に関する留意事項)

- 第 2 入札者は、町が指示した設計図書及び現場等を熟知の上、入札するものとする。
なお、上記設計図書を閲覧しなかった者、並びに現場説明に参加しなかった者は、当該工事等に係る入札に参加することができない。
入札書記載金額は、特に指示のない限り、消費税を除いた金額とする。
- 2 入札書は、規定の様式（建設工事においては、様式 1－1，委託業務においては、様式 1－2，物品購入等においては様式 1－3）により作成し、封かんの上入札者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならないものとし、指定の時刻内に入札書を提出しない者は、入札を棄権したものとして取り扱う。
- 3 入札者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、その引換え、変更または取消しをすることができない。
- 4 第 6 の各号により入札が無効となった者、又は最低制限価格を設定した工事にあつては、その最低制限価格を下回る入札書記載金額で入札した者は、当該工事等にかかる再度入札に参加することができない。
- 5 入札者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。
- 6 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合
住 所

建設会社名
代 表 者 氏 名
代 理 人 氏 名

印

復代理人の場合
住 所

建設会社名
代 表 者 氏 名
代 理 人 氏 名
復代理人 氏 名

印

(入札の辞退)

- 第 3 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するとき、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- (1) 入札施行前にあつては、入札辞退届（建設工事においては、様式 2－1，委託業務においては、様式 2－2，物品購入等においては、様式 2－3）を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限り。）して行う。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者若しくは、疑いのある者はこの限りでない。

(公正な入札の確保)

- 第 4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあつては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に

開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめる。

(入札が無効となる事項)

第6 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 記名押印のない入札
- (2) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (3) 同一事項に対してした二通以上の入札
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (6) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り又はその記載のない入札
- (7) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(契約の締結)

第7 落札者は、契約書の案に記名捺印し、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日（業務委託契約においても7日）以内に、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。（建設工事及び業務委託においては、設計金額が300万円未満のときは免除する場合がある。）

2 前項の期間は、契約者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

3 落札者は、前2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

(前金払の特約)

第8 請負金額が200万円以上である場合は、契約締結時に、申出により10分の4以内（業務委託にあつては10分の3以内）の前金払いをすることができる。

ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払いをしない。

2 請負金額が200万円以上の工事である場合は、前項の規定による前金払いをした後、申し出により10分の2以内の中間前金払いをすることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(摘 要)

物品購入等の指名競争入札においては、本心得の条文を準用する。ただし、本心得の条文の内、第7及び第8については、適用しないものとする。